

地域共同体構想に関する比較社会経済史的研究

A Comparative Socio-Economic Historical Research on the Concept of Regional Communities

主任研究員名：加藤 道也
分担研究員名：高神 信一、古谷 眞介

〔分担研究課題〕

日本植民地支配の研究（加藤道也）
イギリス植民地支配の研究（高神信一）
日中地域分業の研究（古谷眞介）

〔中間総括報告（平成 27 年度）〕

「地域共同体構想に関する比較社会経済史的研究」は、前年度に引き続き、上記のような研究分担のもと各担当者が研究を行った。初年度である平成 26 年度においては、研究全体の基礎となる文献の収集と、研究遂行上有益である具体的なイメージ形成を行うため、中国および韓国における現地調査を実施した。共同研究組織全体としては、前年度の基礎的調査の上に、さらに掘り下げた具体的課題を検討し、最終年度（平成 28 年度）における総括的研究成果の取りまとめに向けて取り組んだ年度だと言える。

日本植民地支配の研究（加藤担当）においては、前年度に行った具体的地域共同体構想の事例研究である時永浦三（朝鮮総督府）および吉村源太郎（関東都督府）らの植民地官僚の著作の検討に続いて、大内丑之助（台湾総督府および関東都督府）の著作・報告書の検討を行った。これにより、主要な日本帝国植民地に勤務経験のある植民地官僚に関する検討は一通り行うことができたと言えよう。本成果の一部は、加藤が共同研究員である国際日本文化研究センターにおける研究会や甲南大学で行われたシンポジウムなどで報告し、専門研究者と議論する機会を得た。

イギリス植民地支配の研究（高神担当）においては、イギリス直轄植民地アイルランドについて、その支配をになったアイルランド総督府の統治構造に関する研究を継続して行った。前年度の研究成果によって得られたアイルランド総督府の 2 つの特徴、すなわち、①中世からの統治構造の継承、②19 世紀以降の経済的効率性の追求、といった特徴が、具体的な総督府の政策において、どのように現れるのかを検討した。事例としては、1848 年に発生したアイルランド大飢饉への対応を詳細に検討し、論文としてまとめることができた。

日中地域分業の研究（古谷担当）においては、前年度に引き続き中国における IT 産業に注目し、日本向けソフトウェア開発に携わる現地企業技術者からの実地聞き取り調査

を行い、様々な新たな成果を得ることができた。今年度においては、企業幹部のみではなく実務に従事する技術者からの聞き取り調査を行ったことにより、彼等が IT 企業において、いかなる意識を抱いて働いているかを具体的に知ることができた。開発業務内容、技能向上に対する意識、日中の開発方式の相違からくる意識の相違、雇用契約に関する意識、など今後さらに調査・研究を深化させていく必要のある重要な課題について、一定の知見を得ることができた。

本共同研究組織においては、本年度における分担研究で得られた成果をさらに深化させ、最終年度となる次年度における総括報告に向け、さらなる調査・研究を積み重ねていく予定である。

日本植民地支配の研究

加藤 道也（経済学部経済学科）

本年度（平成 27 年度）における分担研究においては、実際に日本植民地において勤務した植民地官僚に関するさらなる事例研究を行った。

前年度においては、関東都督府に勤務した吉村源太郎と朝鮮総督府に勤務した植民地官僚である時永浦三の経歴と著作を検討し、①彼らが地域的安定を実現することを重視していたこと、②そのための具体的施策として、地域共同体構想の先進地域である欧米諸国の事例を詳細に調査・研究しながらも、アジアにおける日本の実情に合致しない点については取り入れないことを提言していたこと、③日本の植民地支配においては、地域ごとに統治構造のあり方に相違点があること、が判明した。そして、③マクロ的には、関東都督府においては、本国の政治状況・人事構想の影響を比較的受けやすく、朝鮮総督府においては、本国の影響を否応なく受けつつも独自性を追求しようとする傾向が見られることが明らかになった。

今年度においては、前年度まで検討していなかった台湾総督府に勤務経験のある植民地官僚である大内丑之助に関する事例研究を行うことができた。

本年度の事例研究によって、おおむね主要な日本植民地圏に勤務経験のある植民地官僚を一通り網羅することができた。前年度の成果と本年度の成果を併せて、植民地官僚の著作および活動の傾向について見てみると、前年度に明らかになった前述①および②についてはおおむね同様の傾向が見られることが判明した。また、③に、今年度行った台湾総督府の事例を位置づけてみると、本国の影響を受けやすい関東都督府のあり方と同様であることが分かった。

ここまでの成果を中間的に総括してみると、植民地官僚に関しては人柄や性格などといった個人的要素による違いは当然みられるものの、植民地官僚としての職務のあり方については、一定の特徴があることが分かる。彼らは、日本の植民地が、地域的な枠組みの中で安定的に継続していくことを第 1 に考え、そのために欧米諸国の事例研究を行いながら統治技術を取捨選択的に導入し、それを実際の現地統治に用いていたということである。すなわち、知識導入にあっては知識人としての役割を、現地統治においては実務家としての役割を、といった 2 つの役割をこなしていた重要な存在であったのである。

最終年度は、彼らのあり方を欧米の植民地官僚のあり方と比較検討し、全体としての日本植民地と欧米植民地との共通点・相違点を明確にしていきたい。

イギリス植民地支配の研究

高神 信一（経済学部国際経済学科）

本年度は、1840年代後半のアイルランドの大飢饉におけるイギリス政府の救済策を通じて、アイルランドにおけるイギリス植民地支配を検討した。

まず、アイルランドの大飢饉を簡単に説明しておく。1845年夏にジャガイモの胴枯れ病が発生した。ジャガイモは総人口の約4割を占める貧農層の主食であったため、この階層を中心にして、アイルランド社会は大打撃を受けた。人口は約850万人から650万人に減少した。この減少は、大量の死者（栄養失調による病死）と移民によって説明できる。

大飢饉の救済の思想的背景は、三つの考え方があったといえる。第一は、市場に介入してならないという古典派経済学が強調する自由放任主義である。第二は、「福音主義的な神の摂理」であり、ジャガイモの胴枯れ病は神から贈られたものであり、アイルランド人の為であるという考え方である。第三は、アイルランドをイギリスと同等に扱う必要がないという考え方である。こうした背景のもと、イギリス政府は、「アイルランド救貧法」を通じて大飢饉の救済を行なおうとした。この救済システムは総督府から独立したものだだった。

ところでアイルランド救貧法は、「イングランド救貧法」とは以下の点において、異なっていた。第一に、アイルランド救貧法は救貧院における救済に限定した。第二に、イングランド救貧法では救済権が認められていたのに対し、アイルランド救貧法では認められていなかった。第三に、アイルランド救貧法は、救貧法委員会という中央当局の権限がイングランド救貧法よりもはるかに強かった。こうしたことにも、アイルランドにおけるイギリス植民地支配の特徴を見ることができる。

だが、救貧法では大飢饉に対応できなかった。そこで、イギリス首相ピールは、アイルランド総督府に指示を出し、合衆国などから穀物の輸入を始めさせた。ピールの後を受けて首相となったラッセルは、穀物輸入は市場メカニズムに害を与えるという理由から、総督府主導による穀物輸入を中止した。それに代わって、総督府の公共事業局を通じて、公共事業による救済を試みた。だが、この政策もまた十分な救済策とはならなかった。

イギリス政府が大飢饉の救済に費やした費用は、1845年から51年にかけて約1000万ポンドであり、このうち約500万ポンドは1846年から47年の冬に行われた効果のない公共事業に支出された。だが、公共事業統括の実務に当たった、アイルランド総督府の公共事業局を含め、大飢饉中の総督府は当時のヨーロッパでも例外的に効率的であり、また公共事業の現場でも中間搾取がほとんど見られないことがわかった。

日中地域分業の研究

古谷 眞介（経済学部経済学科）

2016年9月6日から19日にかけて、大連、済南、ならびに武漢において日本向けソフトウェア開発の聞き取り調査を実施した。具体的には、日本向けソフトウェア開発における開発管理体制、技術者たちのキャリア、人事管理制度について調査した。大連においては4社で5名、済南においては、山東交通学院の協力をえて、同大学の卒業生8名、および3社で7名、そして武漢においては日系企業の総経理と開発担当重役から聞き取りをおこなった。

去年度も指摘した点ではあるが、中国の経済発展にともなう、国内のソフトウェア需要が拡大し、日本向けソフトウェア開発の業界にも様々な事象が生じている。日本向けソフトウェア開発よりも中国国内向けのソフトウェア開発が、若い技術者にとって、より魅力あるものとなっているようである。

ここでは、済南市における11名の技術者からの聞き取りを掻い摘んで紹介する。おおくは、国内向けソフトウェア産業の活況と日本向けソフトウェア開発あるいは日系企業にたいする不満にかんするものである。まず第1に、中国国内向けのソフトウェア開発は先進的であり、日本国内向けは古い・遅れた技術であるとの認識である。おおよそ次のようなものである。中国国内では、ICTを活用した様々なサービスが生まれ、そのソフトウェア開発およびシステムの運用・管理業務が盛んに行われるようになってきている。それらの開発・運用・管理は、20歳代から30歳代の技術者にとっては、新しい技術を活用していることもあり、非常に魅力ある、やりがいのある仕事と認識されているようだ。それにたいして日本向けソフトウェア開発については、日本の既存システムの保守などが中心であることから、COBOLあるいはFORTRANなどのメインフレーム時代のコンピュータ言語を用いた開発である。いわゆる枯れた技術である。そのことから、若い技術者にとって、日本向けソフトウェア開発は魅力が乏しいようである。

第2に、より上流工程の作業に参加する技術者たちは、技術的に先端、技術的に難易度が高く、かつ技能向上の機会となるような開発作業の大半が日本国内で、日本の技術者によって行われてしまっていると考えているようである。「旨味のある部分を日本に持って行かれてしまっている」と思われている。

第3に、すべての企業ではないが、上流工程と下流工程が同時に進行する開発方式にも不満を持っている。しばしばソフトウェア開発では指摘されることではあるが、上流工程の作業が長引いてしまい、その結果として下流工程の作業期間が短くなる。下流工程を担う技術者の労働時間が延長され、それでも作業期間内に完成させることが出来なければ、技術者を増やすことになる。そのことは、既にたずさわっている技術者の労力を増やすことになってしまう。さらに上流工程における設計などの変更が頻繁にあることから、それを下流工程の技術者に周知徹底しなければならない。中国の若い技術者は、それらの作業を重荷に感じて日本企業の開発方式に不満をつのらせていた。

第4に、入社時の雇用契約にたいする不満である。とくに、中国の労働契約法が改正される以前に入社した技術者たちは、入社時に5年間の縛りがある契約を結んでいる。5年間の縛りとは、入社時に、5年間の仕事において期待する仕事の内容と成果、その役割、ならびに教育・訓練内容を示し、もし期間内に退職する場合には、教育・訓練費を支払うというものである。おそらく当時の中国のソ

ソフトウェア技術者の労働力の需給関係から、企業はそのような契約を結んだものと思われる。

以上である。現在、2015年9月の調査、そして補足調査の結果を取りまとめている。学内業務が多忙であるため、遅れがちではあるが、2016年中には、研究ノートおよび論文として形にしたいと考えている。

なお2015年9月の調査については、その費用の一部を大学の海外出張費からも支援を受けた。